

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

# 『7年版 年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務』

## お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。

訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

### ■32ページ（表内）

[誤] 最高 480,000万円（次表を参照）

[正] 最高 950,000万円（次表を参照）

所得税額の速算表																																																																																																										
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額																																																																																																								
③ ①と②がある場合	①と②で求めた控除額 50,000円以下 の合計額 50,000円超	50,000円以下 その合計額の全額 一律に50,000円																																																																																																								
(注) 1 ここでいう地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をい ります。 2 一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損 害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ 該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。 3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り 上げます。																																																																																																										
<p>(控除額一覧)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基礎控除</td> <td>最高480,000円（次表を参照）</td> </tr> <tr> <td>基礎控除額は、所得者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(令和7年分及び令和8年分)</td> <td>(令和9年分以後)</td> </tr> <tr> <td>所得者の合計所得金額</td> <td>基礎控除額</td> </tr> <tr> <td>132万円以下</td> <td>95万円</td> </tr> <tr> <td>132万円超 336万円以下</td> <td>88万円</td> </tr> <tr> <td>336万円超 489万円以下</td> <td>68万円</td> </tr> <tr> <td>489万円超 655万円以下</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td>655万円超 2,350万円以下</td> <td>58万円</td> </tr> <tr> <td>2,350万円超 2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般の控除対象配偶者</th> <th>最高380,000円（次表を参照）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>最高480,000円（次表を参照）</td> </tr> </tbody> </table> <p>配偶者控除額は、所得者及び配偶者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>58万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>48万円</td> <td>32万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 配偶者特別控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得者の合計所得金額</th> <th>最高380,000円（次表を参照）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者特別控除額は、所得者及び配偶者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得者の合計所得金額</td> <td>最高380,000円（次表を参照）</td> </tr> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>900万円以下</td> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>950万円超 1,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>36万円</td> <td>24万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「控除対象配偶者」を有する場合には、「配偶者特別控除」を受けることができませんので注意してください。</p> <p>(4) 扶養控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般の控除対象扶養親族</th> <th>380,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>630,000円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>580,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	控除額	(1) 基礎控除	最高480,000円（次表を参照）	基礎控除額は、所得者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。		(令和7年分及び令和8年分)	(令和9年分以後)	所得者の合計所得金額	基礎控除額	132万円以下	95万円	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	655万円超 2,350万円以下	58万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	一般の控除対象配偶者	最高380,000円（次表を参照）	老人控除対象配偶者	最高480,000円（次表を参照）	所得者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円以下	38万円	26万円	13万円	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	所得者の合計所得金額	最高380,000円（次表を参照）	配偶者特別控除額は、所得者及び配偶者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。		所得者の合計所得金額	最高380,000円（次表を参照）	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円	一般の控除対象扶養親族	380,000円	特定扶養親族	630,000円	老人扶養親族	480,000円	同居老親等	580,000円
区 分	控除額																																																																																																									
(1) 基礎控除	最高480,000円（次表を参照）																																																																																																									
基礎控除額は、所得者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。																																																																																																										
(令和7年分及び令和8年分)	(令和9年分以後)																																																																																																									
所得者の合計所得金額	基礎控除額																																																																																																									
132万円以下	95万円																																																																																																									
132万円超 336万円以下	88万円																																																																																																									
336万円超 489万円以下	68万円																																																																																																									
489万円超 655万円以下	63万円																																																																																																									
655万円超 2,350万円以下	58万円																																																																																																									
2,350万円超 2,400万円以下	48万円																																																																																																									
2,400万円超 2,450万円以下	32万円																																																																																																									
2,450万円超 2,500万円以下	16万円																																																																																																									
一般の控除対象配偶者	最高380,000円（次表を参照）																																																																																																									
老人控除対象配偶者	最高480,000円（次表を参照）																																																																																																									
所得者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																																							
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																																							
58万円以下	38万円	26万円	13万円																																																																																																							
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円																																																																																																							
所得者の合計所得金額	最高380,000円（次表を参照）																																																																																																									
配偶者特別控除額は、所得者及び配偶者の合計所得金額に応じて、次表の金額とされます。																																																																																																										
所得者の合計所得金額	最高380,000円（次表を参照）																																																																																																									
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																																							
58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円																																																																																																							
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円																																																																																																							
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																																																							
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																																																							
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																																																							
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																																																							
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																																																							
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																																																							
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																																																							
133万円超	0円	0円	0円																																																																																																							
一般の控除対象扶養親族	380,000円																																																																																																									
特定扶養親族	630,000円																																																																																																									
老人扶養親族	480,000円																																																																																																									
同居老親等	580,000円																																																																																																									

## ■126 ページ（下から5行目）

[誤] ② 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配属者特定控除の対象となる配偶者にも該

[正] ② 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配属者特別控除の対象となる配偶者にも該

■201 ページ（計算例内）

[誤] 15,540

[正] 15,450

## 17 年の中途中で死亡した人の場合

## 設 例

給 与 の 総 額 (6月27日死亡時までの支給額)	3,003,000円	死 亡 時 ま で に 支 給 し た 給 与 か ら 控 除 し た 社 会 保 険 料	464,865円	( 本 人 の 合 計 所 得 金 額 の 見 積 額 900万 円 以 下 ) 配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額 の 見 積 額 0
同 上 の 徴 収 税 額	72,000円	源 泉 控 除 対 象 配 傷 者	あ 有	扶 養 親 族 (19歳と15歳) 2 人 配 傷 者 控 除 等 申 告 書 に 記 載 さ れ た 配 傷 者 控 除 額 380,000円 基 礎 控 除 等 申 告 書 に 記 載 さ れ た 基 礎 控 除 額 880,000円

## 説 明

- 1 年の中途中で死亡により退職した人は、死亡の時に年末調整をする必要があります。
- 2 各金額は、次によって求めたものです。
- (1) 給与所得控除後の給与等の金額……死亡時までの給与の総額3,003,000円について「給与所得金額の算出表」(14ページ参照)によって求めた金額 2,020,000円  
(注) 死亡後に支給日が到来する給与（賞与）は、年末調整の対象にななりません（原則として相続税の課税対象とされ、所得税は課税されません（168ページ参照））。
  - (2) 配偶者控除額……本人の合計所得金額900万円以下、配偶者の合計所得金額0の場合の配偶者控除額は380,000円（33ページ参照）  
(注) 配偶者の合計所得金額が580,000円以下であるかどうかは、その死亡時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31までの金額により判断することになっています。
  - (3) 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額……「早見表」①の人数1人（扶養対象扶養親族1人）の欄により求めた金額380,000円に、②の欄のうち③（特定扶養親族）の金額250,000円（1人につき）を合計した金額630,000円  
(注) 扶養控除額（特定扶養親族）………630,000円  
なお、年齢16歳未満の年少扶養親族は扶養控除の対象とはされません。

- (4) 基礎控除額……本人の合計所得金額132万円超336万円以下の基礎控除額は880,000円（32ページ参照）
- (5) 所得控除額の合計額……②欄から④欄までの合計額2,354,865円
- (6) 差引課税給与所得金額……次の算式によって計算した金額  

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給与所得控除後} \\ \text{の給与等の金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{所得控除額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right] = 2,020,000円 - 2,354,865円 = 0円 \quad (\text{赤字は } 0\text{円とする})$$
- (7) 算出所得税額……差引課税給与所得金額0円の税額は0円
- (8) 年調年税額……住宅借入金等特別控除額はありませんので算出所得税額が年調所得税額となり、この税額0円に復興特別所得税額（21%）を加算しても0円となり、年調年税額も0円となります。
- 3 年調年税額0円と徴収税額の合計額72,000円との差額72,000円は、徴収税額の方が多いために生じたものですから、超過額であることを示します。
- 4 超過額72,000円は、還付することになりますので、6月分の他の給与所得者等に係る徴収税額から還付できる場合には、④欄にその金額を記載することになります。

## [加筆訂正]

(※) 11月30日までに死亡した人は、死亡時に旧法を適用して年末調整をし、4か月以内に準確定申告をして新旧の税額を精算しますが、本事例では4か月後も10月中のため、準確定申告も旧法適用となりますので、後日、更正の請求をして新法による税額との差額を還付してもらうことになります。

## 18 年の中途中で出国して非居住者となった人の場合

## 設例

給与の総額 (8月29日出国までの支給額)	6,150,000円	出国時までに支給した給与から控除した社会保険料	917,508円	配偶者控除等申告書に記載された配偶者特別控除額 380,000円 (本人の合計所得金額の見積額 900万円以下)
同上の徴収税額	406,243円	保険料控除申告書に記載された生命保険料控除額 50,000円 (出国時までの払込旧生命保険料184,000円)		配偶者の合計所得金額の見積額 74万円 扶養親族なし 基礎控除等申告書に記載された基礎控除額 680,000円

## 説明

1 年の中途中で出国して非居住者となった人は、出国の時に年末調整をする必要があります。

2 各金額は、次によって求めたものです。

(1) 給与所得控除後の給与等の金額……給与の総額6,150,000円について「給与所得金額の算出表」(19ページ参照)によって求めた金額4,478,400円

(2) 生命保険料控除額……保険料控除申告書に記載された生命保険料控除額50,000円 (72ページ参照)

(3) 配偶者特別控除額……本人の合計所得金額900万円以下、配偶者の合計所得金額74万円の場合の配偶者特別控除額は380,000円 (33ページ参照)

(注) 配偶者の合計所得金額は、その出国の時の現況により見積もったその年の1月1日から12月31日までの金額により判断することになっています。

(4) 基礎控除額……本人の合計所得金額336万円超489万円以下の場合の基礎控除額は680,000円 (32ページ参照)

(5) 所得控除額の合計額……②欄から⑩欄までの合計額2,027,508円

(6) 差引課税給与所得金額……次の算式によって計算した金額

[給与所得控除後] [所得控除額]

4,478,400円 - 2,027,508円 = 2,450,000円 (1,000円未満切捨て)

(7) 算出所得税額……差引課税給与所得金額2,450,000円について「所得税額の速算表」(30ページ参照)によって求めた税額147,500円

(注) 2,450,000円×10% - 97,500円 = 147,500円

(8) 年調年税額……住宅借入金等特別控除額はありませんので算出所得税額が年調所得税額となり、この税額に復興特別所得税額(2.1%)を加算すると、 $147,500円 \times 102.1\% = 150,500円$  (100円未満切捨て)となり、この金額が年調年税額となります。

3 年調年税額150,500円と徴収税額の合計額406,243円との差額255,743円は、徴収税額の方が多いために生じたものですから、超過額であることを示します。

4 超過額255,743円は、還付することになりますので、8月分の他の給与所得者等に係る徴収税額から還付できる場合には、③欄にその金額を記載することになります。

## [加筆訂正]

(※) 11月30日までに出国して非居住者となった場合は、旧法適用の年末調整を行うのが正しい処理となります。

## ■267 ページ（「控除対象扶養親族等」欄）

[誤]（居住者はOO, ただし書面で提出する場合は空欄）

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

[正]（区分の欄は、居住者はOO, ただし書面で提出する場合は空欄）

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次の通り記載します。

各 欄	記 載 方 法																				
「配偶者の合計所得」欄	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載します。 なお、年末調整の適用を受けていない人で、源泉控除対象配偶者を有している人は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載します。																				
「国民年金保険料等の額」欄	令和7年の年末調整において、社会保険料控除を受けた国民年金保険料及び国民年金基金の加入者掛金の金額がある場合には、その支払金額を記載します。																				
「旧長期損害保険料の額」欄	地震保険料の控除額のうちに旧長期損害保険料に係る控除額が含まれている人について、令和7年中に支払った旧長期損害保険料の金額を記載します。																				
「基礎控除の額」欄	「給与所得者の基礎控除申告書」に基づいて計算された基礎控除額を記載します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">給与所得者の基礎控除申告書</th> </tr> <tr> <th>合計所得金額の見積額</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> <tr> <td>132万円以下</td> <td>95万円</td> </tr> <tr> <td>132万円超 336万円以下</td> <td>88万円</td> </tr> <tr> <td>336万円超 489万円以下</td> <td>68万円</td> </tr> <tr> <td>489万円超 655万円以下</td> <td>63万円</td> </tr> <tr> <td>655万円超 2,350万円以下</td> <td>58万円</td> </tr> <tr> <td>2,350万円超 2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> </table>	給与所得者の基礎控除申告書		合計所得金額の見積額	基礎控除の額	132万円以下	95万円	132万円超 336万円以下	88万円	336万円超 489万円以下	68万円	489万円超 655万円以下	63万円	655万円超 2,350万円以下	58万円	2,350万円超 2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
給与所得者の基礎控除申告書																					
合計所得金額の見積額	基礎控除の額																				
132万円以下	95万円																				
132万円超 336万円以下	88万円																				
336万円超 489万円以下	68万円																				
489万円超 655万円以下	63万円																				
655万円超 2,350万円以下	58万円																				
2,350万円超 2,400万円以下	48万円																				
2,400万円超 2,450万円以下	32万円																				
2,450万円超 2,500万円以下	16万円																				
「所得金額調整控除額」欄	「所得金額調整控除申告書」の提出がある場合、給与の支払者が計算して控除した所得金額調整控除額を記載します。																				
「控除対象扶養親族等」欄	扶養控除の対象となる扶養親族及び特定親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載します（フリガナについては、分かる場合に記載します。）。（居住者はOO、ただし書面で提出する場合は空欄） また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td> <td>0 1</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）</td> <td>0 2</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td> <td>0 3</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）</td> <td>0 4</td> </tr> </table> <p>(注) 1 給与の支払を受ける人に交付する源泉徴収票には、個人番号は記載しません。      2 控除対象扶養親族の欄には、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、年の中途で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要があります。</p> <p>また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>特定親族特別控除の額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> </tr> <tr> <td>63万円</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>61万円</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>51万円</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> </table>	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	0 1	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	0 2	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	0 3	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）	0 4	特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	63万円	10	11	61万円	20	21	51万円	30	31
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	0 1																				
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）	0 2																				
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	0 3																				
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）	0 4																				
特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																			
63万円	10	11																			
61万円	20	21																			
51万円	30	31																			

第3 法定調書の作成及び提出 271

以上